

中央建設業審議会総会

建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ（第3回）

令和元年10月3日

【西山入札制度企画指導室長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第3回中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループを開催させていただきます。委員の皆様方には、ご多忙のところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日、お手元に配布いたしました資料の一覧につきましては、議事次第に記載しておりますが、不足ございませんか。ございましたらお申しつけください。

報道関係の皆様方の冒頭のカメラ撮りにつきましては、議事に入るまでとさせていただきますので、よろしくお願いたします。

本日のワーキンググループには委員の過半数のご出席をいただいておりますので、中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ運営要領第3条第1項の規定により、定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

なお、同運営要領第4条第1項により、本委員会は公開されております。

また、本日、土地・建設産業局長の青木でございますが、急遽、別件の公務が入りましたため、欠席とさせていただきますことを、お断わりをさせていただきます。

それでは、これより議事に入らせていただきますが、一点、お手元のマイクの使い方につきまして、ご説明をさせていただきます。お手元にマイクスタンドがございますが、こちらのボタンを押していただきますと、赤色に光った状態になります。そちらの状態でご発言をいただきまして、ご発言が終わられた後は再度ボタンを押していただき、赤色の光を消していただくようお願い申し上げます。また、こちらのマイク、少々声を拾いにくくなっておりますので、ご発言の際にはお手数ですが、マイクに近づかれてお話しをいただきますよう、よろしくお願いたします。

それでは、これ以降の議事につきましては、大森座長にお願いたします。どうぞ、よろしくお願いたします。

【大森座長】 おはようございます。それでは、早速お手元の議事次第に基づいて、議事に入らせていただきたいと思います。

初めに議事の1ですが、「譲渡制限特約について②」ということで、資料1について事務局からご説明をお願いします。

【平林建設業政策企画官】 では、事務局から資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思います。資料の1、「譲渡制限特約について②」ということでございます。②ということは、前回8月にやらせていただいたときの続きということでございます。

1ページおめくりをいただきまして、これが前回のワーキングにおける皆様方のご意見をまとめさせていただいたものでございます。上3つ、基本的には前回、さまざまご意見をいただきましたけれども、このワーキンググループ、発注者さん、それから元請さん下請さんと、さまざまな関係者の方が入っておられる会議になっておりますけれども、皆様共通して、私どもの認識としては、工事の完成への期待を失しないという観点で、基本的に、今の譲渡制限特約が維持されてほしいというお考えであったのかと認識をしているところでございます。

一方で、最後のところに書いてございますけれども、法務省の笹井参事官からご指摘をいただきましたとおり、今回の民法改正の趣旨、資金調達の円滑化というところも踏まえて、考えていけないといけないといったところかと思っております。

前回のご指摘を踏まえまして、2ページ目でございますけれども、改正の方向性ということでございますが、まず、4約款共通の方向性といたしましては、前回少し案をご紹介しますけれども、最大の懸念点である工事完成への期待という観点からすると、仕事の完成後については、その期待が損なわれるということもなくなっているということでございますので、仕事の完成前後で譲渡の可否を分けまして、仕事の完成後につきましては、債権譲渡を認めるということかと思っております。

少し条文のイメージということで、4ページも併せてごらんをいただきたいと思いますが、第5条のところでございます。現行、5条、譲渡制限特約があつて、ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りでないという書きぶりになっておりますけれども、例えば書き方ということでございますけれども、今注書きのところ、ただし書きの適用についてこういう場合が該当するということが書いてございますが、この中の一つという形で、受注者が仕事を完成した後に請負代金債権を譲渡する場合ということを入れておくということは、一つあるのかと思っております。

それから、公共約款につきましては、前回もご紹介をさせていただきましたけれども、税金という公金でもって仕事をやるという性格、それから6ページを少しごらんいただき

たいと思いますけれども、これは公共工物品確法、ご存じの方も多いかと思いますが、今年の通常国会で改正がされたところでございます。

特に、そこに書いてございます第3条の基本理念の第8項というところでございますけれども、これは今年の改正で新設をされた部分ということになっておりますが、公共工事につきまして、適正な額の請負代金及び適正な工期を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等、信義に従って誠実にこれを履行すると。で、あとは賃金、労働時間、労働条件等々に配慮するというようなことが書かれているところでございます。

さらに8条に、受注者等の責務というものがございますが、まず、受注者は1項のところ、基本理念にのっとり、契約された公共工事等を適正に実施しなければならない。2項が新設された条項になりますが、公共工事等を実施する者、これは元請さん、直接公共から仕事を請け負う元請さんのみならず、全ての下請も含む概念になりますけれども、下請契約を締結するときには、ちゃんとしたものを締結しなければいけないというようなことが、新たに追記をされたところでございます。

こういったことも踏まえますし、あと資金調達、今回円滑化ということが民法改正の主たる目的ではございますけれども、少なくとも公共工事につきましては、これまでも前払金ですとか部分払いといった制度が既に確立をしております、今回の改正に伴う追加的な資金調達という利益については、民間工事との比較では、相対的には少ないのかと思っております。

そういったことで公共については、譲渡制限特約は引き続き設けるということにいたしまして、特に前払金については、条文上はなかなか書きづらい世界ではございますけれども、判例でも信託財産となっておりますので、これは譲渡できないということを解説等々で明示をしておくのかと思っております。

それから、先に下の民間のところをごらんいただきたいと思いますが、一方で民間についても、皆様方からご意見をいただきましたとおり、譲渡制限特約を維持したいということがこのワーキングとしての考え方かとは思いますが、民法改正の趣旨、資金調達の円滑化についても尊重する必要があるかと思っております。手付金とか部分払いといった形で払われている工事もあるように把握をしておりますけれども、一方で工場の設備などですと、完成時にならないと一切支払われないというような実態もあるようでございますので、民法が目的とする資金調達といったニーズについては、公共との相対では、

より大きいということが言えるのかと思っております。

一方で、ただ個々の工事ごとに状況がさまざまかと思っておりますので、個別に判断をしていく必要があるのではないかとということで、案といたしましては、譲渡制限特約を規定する案をA、それから工事を実施するための資金調達を目的とした譲渡を認める場合というのをBという形で、条文としては5ページのところに書かせていただいておりますけれども、どちらかを選択して使っていただけるような書きぶりにはいかがかと考えているところでございます。いずれにつきましても、公共、民間、下請けにつきましても、それぞれ債権譲渡が譲渡制限特約に違反した場合の約定解除権については、これを措置する必要があると思っておりますのでございます。

5ページのところを少し紹介させていただきますと、Aは公共と全く同じなわけでございますけれども、Bのところは公共では注書きのところに書いておりましたが、「ただし」の後のところで、工事を実施するための資金調達を目的に請負代金債権を譲渡するときはこの限りでないといったような書きぶりではいかがかと思っております。

それから、約定解除権ということを今申し上げましたが、3ページをごらんいただきますと、2つほど案があるのかと考えてございます。広く解除を認めるか、限定的に解除を認めるかということでございますけれども、案の1につきましては、この第X条というのは、公共で言うところの5条の譲渡制限特約のことでございますけれども、譲渡制限特約の規定に反して請負代金債権を譲渡したとき、すなわち債権譲渡をしたということがもう契約解除の条件になるということでございます。この場合ですと、非常に要件とか手続もクリアでございますので、わかりやすいといったところはあると思っておりますが、一方で権利の濫用に当たらないかということが、少しここはご意見があればいただければと思っておりますけれども、全くそういうおそれはないかというところは、少し気になるところでございます。

なかなかその案1というものが難しいようであれば、案2ということで5条の規定、譲渡制限特約の規定に違反して譲渡したというだけではなく、その除外規定として括弧のところを書いてございますけれども、受注者が工事の目的物の完成に支障がないことを速やかに証明した場合を除くということで、最終的には工事完成への期待が損なわれた場合には利益が損害されるということでございますので、受注者がちゃんと譲渡をしても、引き続き工事を完成させることができますよということを証明できる場合には、譲渡をしても解除しないということもあり得るのかと思っておりますのでございます。右側の、民間と

か下請けにつきましても同じような形で、譲渡により受けた金銭を工事実施のために使用したことを証明できないときというような形で、書かせていただいているところでございます。

それから、少し後ほど出てまいります、公共につきましても、4ページでございますけれども、併せて、一番下のイというところに書いてございますけれども、暴力団に譲渡したときというものも、契約解除の要件にする必要があると思っております。こちらはまた、後ほど出てまいりますので、改めてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料1につきましては、以上でございます。

【大森座長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関してご意見、ご質問等ございましたら、どうぞ。ご発言の際は挙手をお願いいたします。はい、どうぞ。

【山崎委員】 全建ですけれども、前回のワーキングで確か譲渡をしても民法の規定で悪意・重過失の場合に否認できるという話だったと思うのですけれども、それが今回、公共約款などで決まっていればそれが適用されて、否認できるという話だったように覚えているのですけれども、それが否認できるにもかかわらず、解除の規定を設けるということはどういう意味があるのかと。

もし、否認できるのだったら、そもそも支払わなくていいから、譲渡は否認してしまっ、従来のように、従来の受注者にそのまま仕事をしてもらおうということになると思うのですけれども、そうではなくて、仕事はもちろんしてしまうにして、債権も譲り受けないということですが、そういう譲渡をするような受注者というものは、けしからんからもうここから先の仕事はもうさせないという意味で解除規定が必要だと、そういう意味でこういう案の1、案の2みたいなものをつくられていると、そういう理解でよろしいでしょうか。

【大森座長】 どうぞ。

【平林建設業政策企画官】 そのこのところはまさにそのとおりだと思っております、譲渡制限特約自体は引き続き、私どもの理解としては、設けること自体は否定されているものではないと思っておりますけれども、一方で今回の民法の規定がございますので、特約を置いたからといって譲渡すること自体は自由ということになっているわけがございます。ただそうなってしまいますと、おっしゃられたとおり、工事完成の期待が損なわれるという部分がございますので、債権譲渡、何かしらの事由があったときに契約を解除できる要件

といますか、というものは設けておく必要があると思っております、それを3ページのところで少し、案1、案2という形にはなっておりますけれども、何かしら発注者として解除できる条項というものは設けておく必要があるのではないかとということで、2つ案をご提示させていただいているものでございます。

【大森座長】 ご質問者、よろしいですか、とりあえず。

【山崎委員】 はい。

【大森座長】 他にいかがですか。問題ないですか。泉委員、どうぞ。

【泉委員】 私も前回、この譲渡制限特約を維持するということについては、もちろんこの辺のコンセンサスは得られていると思うのですが、今回、4ページと5ページにあります解除事由のところ、例えば公共の4ページのY条第2案の括弧書き、受注者が工事の目的物の完成に支障がないことを速やかに証明した場合を除くということですが、証明ということが大変問題です。

5ページも同じですね。民間標準約款も、5ページの一番下、Aのところですね、下だけ読みます。金銭を工事实施のために使用していることを証明できないときというように、2つ、証明できないときはが出てきます。逆に言えば証明したときはオーケーですよと、解除しませんよという建てつけになっていると思うのですが、このあたりは、例えば「証明」の例示的なもの、例えば4ページの証明はどういうことを考えておられるのか、5ページの証明はどういうことを考えておられるのか、具体的に例示的なものはございましょうか。

【大森座長】 お願いします。

【平林建設業政策企画官】 現時点では具体的にこうあるべきというものは、持ち合わせているわけではないのですけれども、逆に言いますと、少なくともその債権を譲渡して何に使ったかということは、基本的には受注者の方しかわからないはずでございますので、発注者と受注者のどちらが証明するかといえば、それは受注者に証明していただかないと、この制度としては建てつかないだろうと思っております。

一方で、証明をどのようにするかということが、まさにご指摘をいただいたとおり、少し課題なのかなと思っております、字面としては多分、成立するのだと思いますけれども、実務的に証明して、それを発注者側が認めるというスキームが機能するかどうかというところを、逆に言いますと、ご意見を賜りまして、機能するような仕組みがつけられるのかどうかといったところを考えていかないといけないと考えてございます。

【大森座長】 よろしいですか。

【泉委員】 確かに、無理な証明を課しても、結局課さないと同じになってしまいますので、なかなか約款での条文化は難しいと思いますので、例えば逐条解説のレベルでも構いませんので、こういった場合には「証明がある」というものを示していただけるとありがたいと思いました。以上です。

【大森座長】 確認ですが、いいですか。泉委員の今のご発言は、この証明した場合を除くというこの要件は難しいから、ないほうがいいのかという意見ですか。それとも、あったほうがいいのかからもうちょっと何か具体的に、そういう、どちらの意見ですかね。

【泉委員】 もちろん、あったほうがよろしいかと思うのですね。工事代金債権を譲渡ただけですぐ解除といったことになっては困りますので、こういう場合は免責ですよという形のものがあるのはいいのですが、具体的に例示がないとなかなか不可能な証明を課せられても、結局ないのと同じになってしまうので、何かサジェッションしていただければということが質問の意図でございます。条文化はなかなか難しいにしても、解説レベルというのでしょうか、説明レベルで示していただけるとありがたいところでございます。

【大森座長】 ありがとうございます。他、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【山崎委員】 全建としては、下請契約に特に関心があるのですけれども、下請が先ほどのようなケースで、目的物の完成に支障がないことを証明できるのかということが、非常に疑問があって、代金を支払うことが最終的な担保になっていることが、現実の下請契約だろうとは思っているのですが、こういったことをしてまでやるということが、ニーズがどこまであるのかよくわからないこともあって、非常に明確じゃない限りはあまりこんなことをして、後で証明できるからということでどんどん下請代金債権を譲渡されてしまい、後で完成できませんでしたとなるのは非常に怖いと危惧しているところでございます。

【大森座長】 今のご発言も確認ですが、債権譲渡禁止特約、裸の特約でいいというご意見ですか。それとも、限定付きでそこは、譲渡制限はないほうがいいのかというご意見ですか。そこがわからなかったです。

【山崎委員】 譲渡制限は別にあっていいと思うのですけれども、そのときの解除するときに、あまりできない証明で解除するという方向を認めるよりは、むしろシンプルなほうがいいのかと思います。できない証明をやるということは、そういう証明をすることもあり得るということで、そういうできない証明を前提にどんどん債権譲渡されるということが危惧されるということですね。

【大森座長】 ありがとうございます。他いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【笹井オブザーバー】 今と同じところですがけれども、3ページで言いますと右側について、発言をさせていただきたいと思います。こういう形で基本的に譲渡制限特約をつけるとしても、一定の資金調達目的の場合には譲渡を認めるというような案をつくる、そういった選択肢もお示ししていただいたということにつきましては、今回の民法改正の趣旨をご配慮いただいたのかと思っております、その点については感謝したいと思っております。

その上で、3ページの右側のこの解除の要件のところですが、債権譲渡に加えて、不適切な使用をした場合ということが要件だとされておりますが、この条文といいますか、このBの考え方を卒然と読む限りでは、資金調達目的での譲渡については基本的には債務不履行にならないと、この目的というものは、基本的には債権譲渡の段階で判断されるものと解されますので、そうであるとしますとその後の事情、つまり資金調達目的で譲渡をして、それによって調達した資金というものの使途、それは譲渡後の事情でございますので、それが解除の要件になるということは、どういうふうに説明するのかというところの疑問があるのではないかと思っております。

また、少し順序としては逆かもしれませんが、5ページの条文案を拝見いたしますと、工事を実施するための案BのX条のただし書きですが、工事を実施するための資金調達を目的にということで、資金調達の資金の使途がここで制約をされているから、先ほどのような要件立てになってくるのかと思っておりますが、その資金調達の目的、調達した資金の使途についてまで制限を設けることが適切であるのかどうか、ここは建設業の世界というものもあるかもしれませんが、ここは前回申し上げたところと関連しますけれども、一般的にはトータルで資金が回っているかどうかということが、トータルで資金が回っていればよいのではないかと。この工事の代金だからこの工事に使わないといけないという、そういうひもづけが必ずしも、少なくとも法律上はそういう制約というのではないだろうと思っておりますので、そこについてひもづけのような要件を設けることがいかなものかという、いかなものかというのは言い過ぎかもしれませんが、そこまでの必要があるのかどうかというところに、若干引っかかったというところでございます。

ついでに申し上げますと、Aの選択肢もこれはこちらの専門家の方々に最終的にどちらを、こういうものは必要であるということ判断されれば、そちらに委ねたいと思っておりますけれども、ここも同様でして、ひもづけというものが必要なのかどうか、一般的には資

金がトータルで回っていけば、完成にはこの資金を使わないといけないというような制約が、法律上あるわけではないと思っておりますので、その点につきましてもご検討いただければと思っております。以上です。

【大森座長】 ありがとうございます。他いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【仲田委員】 不動産協会でございます。

これはどちらかという質問ですけども、4ページ、5ページの最初のほうの、相手方の書面による承諾を得なければ譲渡できないと書いた下に、「承諾を行う場合としては」という注がついているのですが、この注の意味は何なのかよくわからない。要するに、契約上の書き方で言うと相手方の書面による承諾を得なければということは、相手方の裁量だと思っておりますけれども、この注は承諾を行う場合としてはということは、こういう条件満たすときは承諾をしなければならないという契約上のことなのか、こういう場合には承諾を行うことが望ましいですよというガイダンスなのか、どういう意味なのでしょう。

【大森座長】 いいですか、事務局。

【平林建設業政策企画官】 これは現行、書いてある規定の部分でございますけれども、あくまでも承諾を行う場合ということですから、別にこの場合についてはやらなければいけないとかといった義務が課されているわけではなくて、承諾を行う一類型として示させていただいているというものでございます。特に公共につきましては、そこに書いて、1ページ前の4ページのほうがいいかもしれませんが、公共については、2つ今、下請セーフティーネット、それから地域建設業経営協会融資制度というものがございますけれども、こういう制度が設けられていて、これに該当するときには承諾をすることができるような格好には一応なっておりますので、あくまでも一例ということで、何か義務を課すというものではないとご理解いただければと思います。

【大森座長】 よろしいですか。他いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【新田見委員】 東京都でございます。前回の私どもの意見も踏まえながらご検討いただいた改正の方向というものは、非常にありがたいと思っております。どうも、ありがとうございます。

内容につきましては私ども、この内容で特に大きな異論はないのでございますけれども、特に申し上げれば3ページのところ、先ほどからお話ございますが、公共の部分で案1、案2の部分でございますけれども、先ほどご意見もございましたけれども、目的物の完成に支障がないという部分の決め方です。どれをもって目的物の完成に支障がないと決めるかと

いうのは、なかなか難しいのかと。

4ページの第5条の注のところで、ただし書きの適用ということで書いておりますが、ここでも受注者は仕事を完成した後という記載をされておりますけれども、この場合も受注者が仕事を完成したということを確認する、承認するということと、受注者が目的物の完成に支障がないことを速やかに証明するというところ、ここの部分の分けと言いましようか、その部分がなかなか難しいのではないかという考えで読ませていただいております。

ですので、今の現在の私どもの考えとしては、基本的には案1のままで読み込めるのではないか。その中で、ただし書きに書いておりましたけれども、受注者が仕事を完成した場合の解釈によって、場合によっては案2のようなところも救えると言いましようか、対象になる部分もあるのかと、そういった形では考えておりましたところでございます。いずれにせよ、いろいろご検討いただきまして、どうもありがとうございました。

【大森座長】 ありがとうございます。他、いかがですか。

1点だけ、意見とかそういうことではなくて確認、皆さん共通の確認事項として申し上げておくのですが、請負は基本的に後払いが原則で、完成した後払えばいいという形ですね。でも、現行は分割払いになっている。前金払い、中間払い、残金と分かれています。この現状の前金、中間金、後という、仮に3分の1ずつ払ったときに、払い過ぎということを受注者は多分、気にするのだらうと思うのです。この点、本来であれば全部後払いにすれば、債権譲渡しようがしまいが全然関係ない。

でも、そうなる現実の建設工事って結構回らなくなる。多額の資金を請負者が全部調達しなければいけないと、こういうことになって、要は将来債権の譲渡ということは請負の後払いということに戻りかねないという、こういう問題も実は含んでいるということは、皆さん共通認識としてもっておかないと、実態とずれる可能性がある。いい悪いの問題ではなくて、その辺を意識して、少し議論はしておいたほうがいいだらうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

他、よろしいですか。とりあえず、議事を先に進めさせていただきます。

それでは次の議題として、契約不適合責任について、資料の2ですかね。事務局からご説明をお願いします。

【平林建設業政策企画官】 続きまして、契約不適合責任についてということで、これも②ということで、前回の続きということでございます。資料は基本的に、資料の2-1の

横のポンチ絵でご説明をさせていただきたいと思いますが、後ほどその下に資料の2-2というものがございますが、これが一応、今回の改正条文案ということでございますので、併せてごらんをいただければと思いますのと、瑕疵担保期間の話が後々出てまいります。資料の2-3ということで、これは現行の規定でございますけれども、併せて準備させていただいております。

まず、資料の2-1の1ページ目をごらんいただきたいと思いますが、ここは皆様方から前回頂戴をしたご意見をまとめさせていただいた部分でございます。1つ目は、帰責事由がなくても、今の規定ですね、損賠請求ができるように読めるので、修文が必要ではないかというご指摘で、これは反映させていただくのですが、後ほど資料4でご説明をさせていただきたいと思います。

それから、履行の追完について、2番目ですが、民法で規定されている方法は約款にも全て記載したほうがよいのではないかと。3つ目として、今公共約款の44条、資料2-2の一番上のところがございますが、これは改正後の案なので、資料2-3のほうがいいのかね、瑕疵があるときは修補等の請求ができますけれども、ただし書きで、瑕疵が重要ではなくかつその修補に過分の費用を要するときは、発注者は修補を請求することはできないという表現がございますけれども、これは残したほうがいいのかという話。

それから最後に、5年、10年という土地・建物の担保期間が民法638条、削除されましたけれども、期間制限については、引き続き設ける必要があるのではないかとのご意見だったかと思っておりますが、とある期間を定めたときにその期間でいいのかということ、積極的に説明できる必要があるのではないかとというようなご指摘をいただいていたところがございます。

次の2ページ目のところに、改正の方向性を書かせていただいておりますけれども、まず、②の2項の追加についてでございますけれども、この資料の9ページ目もしくは資料の2-2をごらんいただきたいと思いますが、公共でいきますと44条の1項でございますが、民法に規定されている方法、具体的に言いますと目的物の修補、代替物の引き渡し、不足分の引き渡しということでございますが、こちらの方法は約款においてもわかりやすく、明示的に記載をするということにしようと思っております。

それから先ほど条文で申し上げました、44条1項のただし書きの部分でございますけれども、物の本によりますと瑕疵が重要ではあるものの、修補に過大な費用を要するときであっても、修補義務を免れないとすると、請負人の負担が過大となる場合が生じるとい

うことで、瑕疵が重要である場合に修補させるという点については、規定が合理性を失っているので、削除されたものであると。新法の下では、過大な費用を要するときは、修補は不能ということで取り扱われて、履行に関する一般的な規定、412条の2の第2項、債務の履行は契約成立のときに不能であったことは、履行不能によって生じた損害の賠償を妨げないというものでございますが、これによって請負人に修補し、請求できないと解されるというようなことが書いてございます。

こういったことも踏まえまして、約款では現行規定にございます「瑕疵が重要ではなく、かつ」という部分を削除いたしまして、残りの「修補に過分の費用を要するときは発注者は修補を請求することができない」といった部分については、引き続き堅持をするということにしていってはいかがかと思っております。

それから、次の3ページ目でございますけれども、ここが前回も一番ご意見が出たところでございますが、担保の期間をどのように考えるかということでございます。先ほど、期間を設定するときの積極的な説明ぶりをということをお願いしましたがけれども、その答えになるかと思う部分がこれからご紹介をさせていただく部分でございますけれども、建設工事につきましては、監督員の立会検査等の下に施工され、契約内容と不適合な部分が生じるおそれということは、通常は少ないと考えます。また、工事完成検査というものがございまして、専門家により厳重な確認がされるということで、基本的には不適合部分は修補されて引き渡しが行われるということでございます。

実際に引き渡された後につきましても、これが長期間経過すればそれが施工上の瑕疵なのか使用上の瑕疵なのかということをめぐる争いが生じ得るということで、請負者も逆に速やかに、それは使用上の瑕疵だということで、修補請求に応じるということも期待しがたく、どんどんなってくるということかと思っております。併せて、請負者を長期間、そのような不安定な地位に置くということも過酷なことと考えられるところでございますので、現行約款では、民法でもそうなっているところがございまして、木造の建築物等々については1年、コンクリ造云々については2年ということで短縮を、もともと民法では5年、10年となっておりますけれども、それを短縮するというようにしていただいております。

これは、建設工事の特性、特徴に着目をしてやっているものでございますので、改正民法の施行後においても、これは引き続き考え方としては当てはまるのかと思っております。この考え方に基づいて、10年のところを2年、5年のところを1年ということに短

縮しておりましたけれども、客観的な消滅時効がを引き渡しから10年となりましたので、今回、期間をどうするかということに当たっても、これは参考になるのではないかということで、次の4ページ目でございますけれども、今申し上げたことを参考といたしまして、民法上その区分けがなくなっておりますので、私どもとしても建設工事の種類による期間の区別はせずに一律で、条文でいきますと44条の2というところの資料2-2でいきますと下半分の方でございますけれども、一律で2年の瑕疵担保期間を置くということにしてはどうかと考えてございます。併せて、期間制限を置くに当たりまして発注者が不利にならないように、知ってから1年以内の通知というものは適用しないということではいかがかと思っております。

それから、次の2つ目でございますけれども、現行民法638条2項というところで、瑕疵により滅失又は毀損した場合の権利期間の行使の制限の規定がございますけれども、これが削除されましたので、現行の公共約款の44条の5項というところにこの規定があるのでございますが、民法上削除されましたので、この規定を約款からも削除することにはいたしたいと思っております。

それから3つ目でございますけれども、資料2-2でいきますと下の、これは公共ではなくて民間と下請けの契約約款にあるものでございますが、民間の甲の条文でいきますと30条の2項というところがございます。資料の2-3の29条の3項というところ、ちょうど半分からすぐ下あたりのところがございますけれども、こちらのところに、基本は今、2年だ1年だということが書いてあるのですが、民間の甲につきましては建築設備の機器、室内装飾、家具等については引き渡しから1年、それから隣の19条の2項のところ、造作、装飾、家具につきましては、引き渡しの日から6月ということで、別途期間制限が設けられているところでございます。

これらにつきましては、民法の規定を踏まえたものということではなくて、それぞれの物の特性に応じまして、そもそもこういった物自体が長くもつ物ではないというようなことで、ある程度使用されれば使用上の瑕疵の可能性が高くなってくる部分ということでございますので、こういった物の特性に鑑みて置かれている規定と理解をしております。

したがって、特に民法改正で影響を受けるという話ではないかと思っておりますので、これらの期間制限については、引き続き存置をするということにしたいと思っておりますが、一方で先ほど同じ家具について、民間の甲は1年、乙は6月となっておりますが、現行そうになっているわけではございませんけれども、なかなか同じ家具というものにつ

いて甲と乙で期間が違うということも、なかなか説明の合理性を欠くというところがございますので、今回の改正を機に、通常製品の補償とかも1年ということが多いということもございますので、併せて1年の担保期間ということで統合することにはいかがかと考えてございます。

それから、2-1の4ページに戻りまして、一番下のところでございますけれども、これまでは故意・重過失による瑕疵担保期間は10年ということになっておりましたが、今回、客観的消滅時効が10年ということになりましたので、故意・重過失の場合には上記担保期間の制限を受けない旨を、条文でいきますと、公共でいけば44条の2の1項のただし書きというところがございますけれども、そういった旨を規定するというところかと考えております。

それから5ページ目のところで、少し確認事項ということで議論を提起させていただければと思いますが、先ほど申し上げました物の性質というところで、今1年なり6月に短縮している家具等の物につきまして、少し消費者契約法との関係というところが議論になり得るのかと考えてございます。消費者契約法の10条という規定がございますが、この中で、消費者の利益を一方的に害する条項の無効ということが書かれておまして、消費者の権利を制限し、義務を加重するということは今回ないですが、消費者契約の条項であって民法の基本原則、権利の行使及び義務の履行は信義に従い誠実に行わなければならないというものに反して、消費者の利益を一方的に害するものは無効とするというような規定がございます。

民法上は、10年、5年というものがございましてけれども、これとの関係が問題にならないかというところがございます。先ほど申し上げましたとおり、これらの物の期間を短縮しているのは、これらの物の品質が維持される期間というものを担保期間として設定したというところがございますので、特に消費者に一方的に不利益を与えるということで意図したものではないと理解をしておりますところ、こういったような期間制限については、消費者契約法10条の規定に触れるものではないのではないかと考えておりますが、ご意見がございましたら賜われればと思っております。

次の6ページは、現行民法と改正民法の、このように変わりましたという、前回もご紹介をさせていただいた紙でございますので、割愛をさせていただきまして、7ページ目と8ページ目のところで、今まで申し上げてきたところのエッセンスを書かせていただいております。7ページ8ページ、両方とも見比べていただければと思いますが、今まで1年、

2年に短縮していたものを、原則としては引き渡しから2年ということで統一をしようということでございます。

ただし、8ページ目のところでございますけれども、故意・重過失の場合につきましては、民法の原則に立ち返りまして、引き渡しから10年の客観的消滅時効、または知ったときから5年の主観的消滅時効に移行をします。あと、住宅品確法につきましては、強行規定でございますので、引き渡しから10年の担保期間ということになります。それから点線の中につきましては、今申し上げましたとおり、現行は民間甲が1年、民間乙が6月ということになっておりますけれども、甲乙両方とも引き渡しから、それら家具等々といったような物の性質に着目してやっているものにつきましては、引き渡しから1年ということで統一をしてはいかがかと考えているところでございます。

資料2の説明は、ひとまず以上でございます。

【大森座長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対してのご質問、ご意見等ございましたらどうぞ。

私から、確認ですけれども、民間の約款の甲と乙ですけれども、まず、隠れた契約不適合と書いてあるのですが、実はこの「隠れた」という言葉は、昔の「隠れた瑕疵担保責任」、民法の売買の規定のところですが、この言葉、消えているのですよね、今。だから、「隠れた」とは何ぞやというのもまた、逆に言うと、きちんと書かないとダメかもしれないという問題、1点。

それから、甲と乙で書きぶりが違うのですね。建築設備の機器が甲に入っていて、乙には造作が入っている。どう違うのだろうかということが、実はこれ、よくわからないですね、昔の規定なので。私自身携わっていないのでわからないのですけれども、乙は、設備はいいのという話になってしまうのですね。何かよくわからない。そこは少し調べて、整合しておいたほうがいいような気がします。

一応、今、気のついたところはその点だけです。他にご意見賜れば、ご質問もあればどうぞ。はい、どうぞ。

【石川委員】 今の「隠れた」という点についてですけれども、確かに民法改正で「隠れた瑕疵」という表現が改められたこと、とりわけその「隠れた」という部分の規律が削除されたことを受けて、この点に関する約款上の表現をどのように改めるべきかという点が問題になってくるのだらうと思います。改正案の民間甲の第30条2項ですとか、民間乙の第19条の2項では、不適合責任の前提として検査・確認の負担が発注者側に課され

ておりまして、引き渡しを受けてすぐに確認をして不適合があれば追完を求めなければならず、それをしなければ失権するという規律となっています。したがって、検査・確認がなされることが前提となっていて、それでもなお隠れた契約不適合がある場合については、引き渡しの日から1年間の契約不適合の責任を負うといったように、検査・確認上の責任があるということを受けての「隠れた契約不適合」という表現なのかと理解しております。そのような趣旨を表現する上で、この「隠れた」という表現ではなくて別の表現がよろしいのかという点については、引き続きご検討いただければと思います。

それから、それと関連致しまして、こういった規定が消費者契約法10条との関係でその有効性について問題となってくるのかということですが、この検査・確認上の責任については、従来から約款上の規定として定められているところでありまして、むしろ消費者契約法上問題になり得るとすれば、そういった場合について失権効を定めているということ自体が問題となり得るのかもしれませんが、しかし、これまでそういった失権効について消費者契約法10条との関係で無効なのではないかという疑義が持たれなかったということであれば、その点に関する有効性については引き続き問題はないと考えてよろしいのではないかと思います。さらに、それを前提として、ここの表現で言うところの「隠れた契約不適合」について、引き渡しから1年に責任期間を制限するというのであれば、全部免責するということでもありませんし、契約不適合の責任を追及できる期間を一定の合理的な期間に制約するというのであれば、消費者契約法10条との関係で無効とされる可能性について懸念する必要はないのではないかと考えております。以上でございます。

【大森座長】 ありがとうございます。

他にいかがですか。どうぞ。

【山崎委員】 前回の議論で、1年、2年というものをどうするかということで、それぞれの性質とか、これ決めるに当たって根拠をきっちりしないと、という話だったと思うのですけれども、私の理解不足かもしれない、今回民法が2年になったから2年という、一律になったからこっちも一律にというふうに聞こえたのですけれども、今、この6ページと7ページの整理が、民法の整理と同じように工作物または地盤の瑕疵、7ページですね、工作物または地盤の瑕疵という、石づくりとの比較で1年2年としていますけれども、実際にはこういう、6ページにあるように、通常の場合は2で、設備工事の場合には1という形で、恐らく運用をされているのだと思うのですけれども、そうすると民法とそもそも分け方が違う形になっていて、設備工事が他のものと同じように2年間が必要なのかと、

設備は仕様という形と非常にリンクするので、そこは違うものがあるのではないかという気もするので、そこら辺、もし設備工事なんかも一律にするというのであれば、その根拠をはっきりと示していただいて、これは他のものと一緒にすべきだということがちゃんと説明できるように、形にさせていただかないといけないのではないかと思うのですけれども。

【大森座長】 ご発言の確認ですけれども、今のご発言は設備が1年ではなくて……。

【山崎委員】 今の6ページのところですけれども、現行の規定は、担保期間ですけれども、こちらの7ページのような整理になっているので、7ページに現行の整理のようにされているのですけれども、民法のような整理ではなくて、実際にはコンクリート造が2年で、この丸の部分に何を入れるかということですから、6ページにあります注で、設備工事の場合には一応、記入すると書いてあるのですね。

【大森座長】 わかりました。6ページの上の点線の括弧の一番上の丸の、注書きの2行目。

【山崎委員】 そうですね。

【大森座長】 設備工事等の場合には1を入れなさいという、この1を入れるという、この1の根拠でいいのですか。

【山崎委員】 だから、1を今の国交省の案では、2にすることになるわけですよ。全部一律に2だと言っていますから。

【大森座長】 そうなの？ 2？ 今、資料2-2を見ると1になっていますけれども。資料2-2の改正案の甲方を見ると、改正案ですよ、これ、2-2は。甲方の下を見ていくと、30条の2項を見ると建築設備の機器は1年になっています。

【平林建設業政策企画官】 その意味で言いますと、全体的な原則としては、民間の甲でいきますと30条の1項のところ、これは2年ということになっていて、その例外として次の2項のところ、建築設備の機器、室内装飾、家具等については1年という形になっておりますので、その意味では、今と比べますと資料2-1の6ページ目のところをごらんいただければと思いますが、点線の中のところの木造の建物等の建設工事、それからご指摘をいただいた設備工事等については1年ということになっているのですが、これが2年ということになるという案でございます。

【大森座長】 だから、建築設備に関しては1ですよ。1年ですよ。

【平林建設業政策企画官】 そういう意味では、設備は1でございますが、工事ということ言えば2年になると。

【大森座長】 ということですがけれども。

【山崎委員】 だから、そこを説明してほしいのです。

【大森座長】 建築設備の1ではなくて2ということですか。

【山崎委員】 2にするから、今まで1だったものが2になるからという、そういう変更があるからという、変更の部分をきちんと説明しないとイケないのではないかとということです。

【大森座長】 事務局から何かそこ、ありますか？

【平林建設業政策企画官】 もとものの木造、コンクリ造のところは民法の規定が、そういう区分けがなくなったのでということでカバーされているのだと思いますが、民法のところには書いてない設備工事1年というところは、しっかり説明ができてないところがございまして、宿題として整理をさせていただきたいと思います。

【大森座長】 では、そこをお願いします。

他、いかがですか。はい、どうぞ。

【泉委員】 今のところですがけれども、現行も設備機器本体については1年、設備の工事自体に関しては2年という理解であるわけですが、コンクリート構造物の場合ですね。

【大森座長】 木造のことをおっしゃっているのですね。

【泉委員】 木造のことを言われている？

【山崎委員】 木造でもコンクリート造でも同じですがけれども。

【大森座長】 コンクリート造は、そういう面では……。

【山崎委員】 躯体ではなくて、設備工事というのは別にあるのですよね。

【泉委員】 コンクリート造に関しては、今回の改正案も現行も変わらない理解でいいのかと。ただ、木造建物の設備工事だけ1年が2年になるじゃないか、設備工事がですね、そう言われると確かにそうかというところがありますが。

【大森座長】 今、ご発言で議論を整理させていただきたいのですがけれども、木造の5年、コンクリート造の10年が今、1年、2年に短縮されているのですよね、約款で。その1年、2年の木造の区分けと設備の区分けというものがあって、設備は機器とそれ以外という分け方ですね。機器が実は1年6カ月、6カ月と1年という形。それを、それ以外のものは今で言うところの1年、2年の区分けですよね。それを一律2年にしようと、こういう話ですよね。

【平林建設業政策企画官】 はい。おっしゃるとおりでございます。

【大森座長】　そこをもう少しわかりやすく書いていただいたほうが、委員の方々に理解が、複雑に絡んでいるところなので、資料を次回、用意してもう一度ご確認いただいたほうがよろしいかと思っておりますので、皆さんそれでよろしいでしょうか。複雑になっているので申し訳ない。

【泉委員】　それ以外の部分ですけれども、日建連、泉ですけれども、全体としましては私、今回の改正の方向でほとんど異存はございません。いくつか確認したいといいますが、感想的なものも含めて意見ですが、例えば2ページ、瑕疵が重要でなくかつその修補に過大な費用を要するときはというところですね。ここは前回、私も発言させていただいて、履行不能の一般規定でカバーできるけれども、トラブル防止の観点からきちんと書き切っていたいただいたほうが良いというところを採用していただいて、今回取り入れていただけるということは、非常に私も賛成でございます。

あと、期間の点ですけれども、先ほど来あります一律2年ということ、4ページにありますけれども、これも3ページにあった説明からして合理的な短縮だろうと、合理的な制限期間だろうと考えておりまして、特に異存はありません。4ページの上の2行目から3行目に、知ってから1年内通知、これは、改正民法上は、消滅時効の10年、これでは長いから、637条で、間に知り得て1年内通知ということを入れてありますけれども、今回制限期間を2年に短縮することでこの1年内通知は要らないだろうというご判断だと思います。それも、私も全く賛成でございます。

あと、先ほど石川委員からもありましたけれども、建築工事設備の機器とか家具、装飾の1年、これが消費者契約法に抵触しないかという点についても、石川委員もおっしゃられましたけれども、今まで抵触する、消費者契約法の10条に反するという裁判例も私が知る限りございませんし、通常メーカー保証1年という形でやっておりますので、これも合理的な考えかな、さっき戸建ての部分の6カ月を1年にするかというところは、私は統一してもいいのかとは思いますが、そういう感じております。

あと、もう一つ今議論のなかった4ページの、故意・重過失のところですが、故意・重過失に関しては今言った一律2年が適用されないと、この限りではないという形で条文化されると思うのですが、そうしますとエンドレスじゃないかという、例えば期間制限が約款上ないのではないかということになりかねない。それを資料の最後のところで消滅時効の10年ないしは5年の何れか早い時、プラス知り得て1年内通知ということが適用されますよと、これは改正民法のオーソドックスな契約不適合に係る期間制限だと思う

のですけれども、これがこういう故意・重過失にも適用されますよということでしょうけれども、この辺も先ほども言いましたように、解説とかというより説明のレベルになるのですが、条文上はなかなか反映しにくいと思いますので、説明・解説において、十分説明していただきたいところであります。

あともう一つ、最後に1点ですが、最後かな、もう2点あるな。9ページですけれども、9ページの改正案、公共約款です。44条が出ておりますが、ここで、これも前回私、申したのですが、「契約不適合」がその種類または品質に関してということで、数量は除いてあります。これは前回のご説明ですと、建設業法、住宅品確法では、「数量」が規定されてはいないというようなところで除かれたと思います。ただ、改正民法では数量も入っているわけです。

私は、土木工事なんかも考えると「数量」は必要ではないでしょうかというような意見を言いました。今回の案では、「数量にかかる契約不適合」は除かれているような表現になっているのは、ここのところは確認したいのですが、どういうご判断なのかと。例えばこの44条の3行目に、目的物の修補、代替物の引き渡し、または不足分の引き渡しという、後ろの方は不足分の引き渡しと受けていますよね。そうすると数量がないのに不足分の引き渡しで受けるのも、民法の規定そのままになっていて、おかしいのではないかと。その辺がどういうご判断だったのかということを知りたいのが、一点であります。

あともう1点でございますが、さきほどの10ページですね。故意・重過失のところと関係してくるのですが、細かいことになるのですが、44条の2ですね。ここで1項がありまして2項で、637条の規定、これは知り得て1年内通知の規定ですが、第1項の場合には適用しないとなっているのですが、そうすると第1項には故意・重過失の場合も入ってしまっているんで、何か第1項本文の場合には適用しないとか、そういうふうにするのかとか、細かいところですが、さっきの説明の部分と絡めて気になった次第です。

併せて4項の、今度は住宅品確法のところですが、住宅品確法のところの4項をずっと読んで、住宅品確法の適用のある新築住宅は10年とするということですが、この場合、前4項の規定とあるけれども、前4項、前3項かと思うのですが、前3項の規定は適用しないとなってしまうと、これも例の637条の、知り得て1年内通知というものは適用されるのかどうなのかというところが不明だということになってしまいます。改正住宅品確法を見ますと、知り得て1年内通知の規定は改正品確法上でも適用される書かれぶりになっているように読めますので、その辺も明記しておくべきかと。解釈が違え

ば別ですが、基本構造部分の10年が強行規定の絶対期間であり、その期間の中に知り得て1年内通知が入っているのだらうと思っているのですね。であるとする、約款上もその辺、きちんと書いたほうはいいかというところであります。

確認の意見が長くなってしまいましたが、以上でございます。

【大森座長】 ありがとうございます。確認の部分だけ、応えられる範囲で。

【平林建設業政策企画官】 いろいろご指摘をいただきましたが、数量のところにつきましては、前もご説明いたしましたけれども、建設業法上もともとそここのところを入れていなかったということを踏まえて、約款も建設業法に従って入れていないと。恐らくは数量が問題に、工事についてなることはほぼなくて、あるとしても品質の世界の中に含まれる部分というものがかなり多いというところで、数量というのは今回、数量を仮に書いてしまうと、従来含まれていなかったものが含まれると、逆に解釈されてしまうおそれというものもありますので、引き続き従来の建設業法が対象としていたものは変えないという判断の下で、数量を法律上も入れないということにして、約款も同じ判断をしたということでございます。

これを受けますと、先ほどご指摘をいただいた民法の規定をそのまま引いてくるのですが、不足分の引き渡しのところはおっしゃるとおり、数量的な観念が入っているような気がいたしますので、そここのところは精査をさせていただきたいと思っておりますと、あと知り得て1年内通知のところは、説明のところではそのように申し上げたかと思っておりますが、改正案のところでは必ずしもご指摘をいただいたとおり、その旨が十分反映されていないところがあるかと思っておりますので、次回、全体的に条文を示させていただき予定しておりますけれども、そのときにしっかり整理をさせていただきたいと思っております。

【大森座長】 よろしいでしょうか。

【泉委員】 はい。わかりました。最初の数量に関しては、「数量に係る契約不適合」というものは、品質に係る不適合の中に含まれるというような考え方でよろしいですかね。今のお話からすると。

仮に数量に係る、ほとんどないというお話でしたけれども、数量に係る契約不適合があるとすれば、それは品質に係る契約不適合と解釈していいということですね。

【平林建設業政策企画官】 含まれるという言い方がなかなか難しいところではあるのですが、通常は数量が問題になるというよりは、例えば鉄筋の数が足りないとかということとは、別に数量の問題ではなくて品質の問題になってくると思っておりますので、ほぼ建設工事

の請負については、品質というところでカバーされるということになるのかと。数量だけが絶対的に問題になるということは、ほぼないのではないかと思います。

【泉委員】 今おっしゃられた鉄筋の数が足りないとか、ボルトの数が足りないとかということは、もともとが「品質」に関する瑕疵だと思うのですね。そうではなくて、もうちょっと数量に特化した、数量を内容とした契約発注というものがあろうかと思うのですよね、個数を対象とした請負取引もあるかと思われるので、そういうものも、カバーするためには入れたほうがいいのではないかと思ったのですが、ただ考え方によってはそれも、大きく括れば品質って非常に広い言葉なので、数量不足であることが品質不良ではないかという捉え方をしておられると考えるとよろしいでしょうか。そうすれば、整合性があるのかと思うのですが。

【大森座長】 あれですかね。数量が問題にならないケースがないわけじゃない。というより通常ないということと、それから鉄筋の数量だとかコンクリートの立米数だとか、それを数量と書いてしまうとそれが無用のトラブルを引き起こしかねない。つまり内訳明細書の契約拘束性の問題みたいな話になってくる。実は契約の拘束性はない。あくまでも性能を担保するものだというような位置づけからして、誤解を招かないためにもそれが実態上も少ないことから、とりあえず数量は除くと。除いたとしても、仮にそれが数量の問題になっても、それは品質でカバーできるというお考えだと承っていいですかね。

【平林建設業政策企画官】 はい。そのように。代わりにご説明をいただいて恐縮でございます。

【大森座長】 とりあえずそういうふうに私は理解したのですけれども、それでいいですかね。

【平林建設業政策企画官】 そのとおりでございます。

【大森座長】 とりあえずそういうことらしいですね。

【平林建設業政策企画官】 先ほども申し上げましたとおり、従来も建設業法の中に数量というものは入っていなかったところがございますので、今回これを明確に数量というものを入れますと、従来と対象とするカバーの範囲が変わってくるということを示すことにもなりますので、それは意図したところではないということで、従来と考え方は変えていないという意味で、数量を入れないという判断を民法が改正されるときに建設業法がとも連れで改正をする必要があったのですが、そのときに数量は入れないという判断をしたというところがございます。

【泉委員】 それでわかりました。

最後にもう一つ、資料2-2で見ていただきたいのですが、資料2-2ですね、改正案の1ページ目に例えば公共約款でいきますと44条の2、真ん中よりも下ですね。契約不適合の担保期間というところで、ここできなり損害賠償の請求とか契約の解除という言葉が出てくるのですね。前段は修補請求と代金減額請求の話しかしていないのですね。契約不適合だったら修補請求できます、代金減額請求できますよということですが、損害賠償等と契約の解除については、特にここでは言っていないので、いきなりこの文言が出てきて、損害賠償請求、契約の解除の期間はとなってしまうと、何となくおかしいのかと。ただ、包括的な解除条項とか包括的な損害賠償条項が別があれば、その条文を引用するような形で整合性をとればいいのかと思いますけれども、そこが読んでいてそれが読み取れなかったのです。

【大森座長】 ありがとうございます。それは全体像の中で調整することかと思いますので。

【平林建設業政策企画官】 おっしゃっている通りでございます。今回、パーツだけを取り出しておりますので、とりあえず現行の規定に近いところということで44条の2というところできなり登場してきている格好になっておりますが、次回、先ほども申し上げましたけれども、全体的な条文の案をお示しさせていただきたいと思っておりますので、どこにどういったものがあるのかということも含めて、次回まとめてご議論いただければと思っております。

【大森座長】 ありがとうございます。

他、よろしい……はい、どうぞ。

【笹井オブザーバー】 2点、申し上げたいと思っておりますけれども、まず一つ、瑕疵担保期間を設けられるということで、2年以内に損害賠償とか修補の請求をしないとイケないということになっております。ここで言うところの請求というものがどこまでを意味するのかという点が、改正前の民法につきましても同様の規定があったものですから問題になりまして、その点をご承知のように、瑕疵を特定して損害賠償の根拠とかを示して損害賠償請求するという意思を明確にするという判例がございまして、ただ訴えの提起までは必要ないということが示されていたところかと思っております。ただ、民法で瑕疵担保期間の規定がなくなりました結果、あの判例が死んでしまいましたので、損害賠償としてどこまでの請求をする必要があるのかということ、約款上も明確にしておいたほうがよいのではな

いかと思います。以上が1つ目です。

もう一つ、同じところのただし書きのところ、前回のご意見等を踏まえて、瑕疵が重要ではなくかつその修補に過大な費用を要するときは修補を請求することができないという規定を残されたのだと思いますけれども、その場合、瑕疵が重要ではなくというところが入っておりますので、逆に言うと、瑕疵が重要であった場合には、過大な費用を要する場合であっても修補を請求することができるということを意味するように思うのですが、そこはそれでよろしいのかどうかということ確認させていただきたいと思います。

【大森座長】 ありがとうございます。最後のご質問はどうですかね。

【平林建設業政策企画官】 ご指摘いただいたご理解のとおりだと理解をしております。

【大森座長】 前半は検討しておいてくれますかね。

【平林建設業政策企画官】 前半のところにつきましては、旧判例が死んだということになるということがございますので、多分条文というよりは解説というような世界になってこようかと思いますが、どこまでやる必要があるのかということはお示しをするに、少し検討させていただきたいと思います。

【大森座長】 ありがとうございます。

【笹井オブザーバー】 いいですか。

【大森座長】 はい、どうぞ。

【笹井オブザーバー】 瑕疵が重要である場合について、先ほど申し上げた理解のとおりであるとおっしゃいましたけれども、仮にそうであるとすると、今回の民法の仕切りの中では過分の費用を要するという場面を、履行不能の中で理解すると考えておるわけですので、今おっしゃいましたように、瑕疵が重要である場合であっても、修補が重要である場合には、過分の費用を要する場合であっても、修補を請求することができるということによいのだといたしますと、瑕疵が重要である場合には履行不能であっても履行しないといけないということを意味することになってしまうわけですので、過大な費用を要することと履行不要概念との調整というものが必要になってくるのではないかと思います。今日は問題提起だけにとどめますけれども。

【大森座長】 ありがとうございます。

私からも、せっかくですので、笹井さんに、本省の方にご質問をさせていただきたいのですが、過分の費用を履行不能と直結させるのはなぜですかね。基本的に過分の費用というのは、過分ですので、相対評価だと思うのですね。履行不能は相対評価ではなく

て、ある意味絶対評価だと思うのですけれども、それを直結させる理解というのは、どういふところから出てくるのかよくわからないのですけれども。

【笹井オブザーバー】　そこは、程度問題というところもあるのかもしれませんが、今おっしゃった履行不能ということは絶対的な評価ではないかというご理解のところは、少しお言葉を返すような形になってしまうかもしれませんが、要するに現行法上といひますか、履行不能概念というものをどのように、物理的な不能であれば先生がおっしゃいましたように絶対的な概念だということになるろうかと思ひますけれども、その後、社会通念上の不能でありますとか、経済的な不能でありますとか、そういった考え方というものが少なくとも明示的に意識されるようになってきた。

その中では、そこで言うところのその不能概念というものは、必ずしも絶対的なものというよりは、それを履行することによって債権者がどのような利益を得るのかということと、その不履行のために債務者がどれだけの費用を要するのかということと、見比べてといひますか、比較した上で、判断するのだと考えられてきたのだと理解してあります。

今回の民法改正につきまして、過大な費用を履行不能概念の中に解消するという政策決定というか、判断がされたわけですけれども、その背景としては、今申し上げたような経済的な不能とか社会通念上の不能というものの判断に当たっては、費用とベネフィットといひますか、債権者が得る利益というものを相対的に比較して考えるのだという考え方が、背景にあるのではないかと理解してあります。

【大森座長】　わかりました。ありがとうございます。私も履行不能が絶対的ということとは、今、例えて、それに近いかという。要するに過分の費用と必ずしも一致しないということと申し上げたかったのですけれども、今のお話でお考えの仕方はよくわかりました。ありがとうございました。

他によろしいでしょうか。

資料2-2の中で、甲乙に、若干語句に修正点がありますので、これはまた後で、ご連絡をしたいと思います。誤記があると思ひます。

それでは、時間も経っていますので、次の議事に進行させてください。

それでは、次、契約の解除権について、資料3、事務局からご説明をお願いします。

【平林建設業政策企画官】　続きまして、解除権等についてでございます。資料3-1、横紙でご説明をさせていただきますが、後ほど条文といたしましては、資料の3-2のところと改正案を書かせていただいておりますので、併せてご参照いただければと思ひます。

まず、1の解除権についてということでございますけれども、2ページ目は今回の民法改正の内容ということでございますが、従来、建物、土地等の工作物につきましては、深刻な瑕疵があっても契約を解除することができないということになっておりましたけれども、この規定が削除されましたので、軽微であるときを除いて解除ができるということになったところでございます。それから、債務者の責めに帰すことができない事由によるものであっても解除が可能であると。一方で不履行が債権者の責めに帰すべき事由による場合には、解除ができないということが明文化されたということが、民法改正の内容だと理解をしております。

次の3ページ目でございますけれども、現行の標準約款におきましては、発注者はいろいろな場合があるのですけれども、下記に書いてあるような場合に契約を解除することができるということで、さまざまな要件が列記をされているところでございます。その条文が4ページ、5ページ、6ページと書いてございますけれども、少し割愛をさせていただきますと、7ページ目として論点ということでお示しをさせていただいておりますが、まず一つ、解除に関する規定について民法改正を踏まえてどのように記載をするのかと。特に②、目的物の引き渡し後の契約解除ということができるようになっておりますので、これを約款にどう反映させるのかと、その他ということで議論を提起させていただければということでございます。

規定の方向性でございますけれども、8ページ目をごらんいただければと思います。まず、解除に関する規定、現行は当然、1本になっておるわけでございますけれども、今回の改正を踏まえて、約款でも資料3—2でいきますと47条と47の2という形で書いてございますけれども、47条のところでは催告による解除権と、催告解除。それから47条の2というところで、無催告解除というものを分けて記載をしてはいかがかと思っております。

それから、改正民法においてさまざまな解除事由が次に、9ページ目に今回の改正民法の催告解除のところを書かせていただいておりますけれども、改正民法で列記されている解除事由については、約款でもそのまま基本的には列記をさせていただきたいということで、特に公共の約款の47条の2をごらんいただければと思いますが、1号から5号までのところについては、「債務者」という言葉を「受注者」という言葉に変えておりますけれども、そのまま引き写させていただいているということがご確認いただけるのではないかと思います。

併せまして、逆に現行の解除の規定にある規程を、これが催告解除なのか無催告解除なのかということを整理する必要があるかと思っております。基本的には催告解除に整理をさせていただいているのですけれども、逆になっているところを申し上げますと、47条2のところでは第7号のところがございますけれども、先ほども少し先走ってご紹介をさせていただきましてけれども、暴力団関係の話が書いてございますが、この部分については、もう催告云々という話ではございませんので、無催告解除ということで整理をさせていただいているところでございます。

それからその上の6号、49条1項というのは、これは受注者の解除権というものでございますけれども、これも無催告ということで整理をさせていただいております。逆に、47条をごらんいただければと思いますが、基本的には催告解除と整理をしているのですけれども、その中の第2号のところがございます。ここは、工期内に完成しないとき、または工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるときということで、書かせていただいております。実は現行の規定では最後のところ、工事を完成する見込みが明らかでない認められるとき、という文言になってございます。

ただ、その「明らかに」ということをそのまま引き写しますと、これはもう明らかでないのですから、催告をしてもどうしようもないという世界になってしまいます。ただ、この第2号が設けられている趣旨としては、工期内に完成していないし、遅れているのだけれども、催告をしたら遅れを取り返して頑張ってくれるかもしれないということで、催告をするということで設けられている規定ということでもございますので、もともとの規定の趣旨を生かしまして、「明らかに」となってしまうと無催告の世界に入ってしまうので、「明らかに」という文言を削って、工期内に完成しないときまたは完成する見込みがないと認められるとき、ということで一応、催告をすればもう少し頑張ってもらえるかもしれないという現行の意味を残して、催告解除に整理をさせていただいているところでございます。

それから、資料3-2の次の47条の3のところがございますけれども、改正民法の規定を踏まえまして、発注者の責めに帰すべき事由があるときは契約解除ができないと、前2条の規定による契約解除をすることができないということ、規定をさせていただいております。

それから、資料3-1の8ページ目の②のところ、目的物の引き渡し後の契約解除ということができることになっておりますけれども、この関係では民法で規定する法定解除

権について契約不適合に起因する不履行を明示して規定するというところで、第50条のところで工事の完成前の解除に伴う措置ということで、現行の規定、基本的に当然工事の完成前ということですが、工事の完成前ということで整理をさせていただきます、資料3-2の3ページ目、最後のところでございますが、50条の2のところ工事の完成後の解除に伴う措置という規定を、新たに起こさせていただいているところでございます。そのあたりの条文が資料の3-1でいきますと、12ページぐらいまで続いております。

次に、資料の3-1の13ページから、解除に伴う措置（報酬請求権）についてということでございますけれども、次の14ページに民法改正の内容が書かれております。今回、注文者の責めに帰すことができない事由によって仕事を完成することができなくなったとき、それから請負が仕事の完成前に解除されたときについては、可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときは、その部分を仕事の完成とみなし、この場合において利益の割合において報酬請求ができるということになったところでございます。

次の15ページをごらんいただければと思いますが、現行の公共約款50条にその規定が、解除の規定がございます。工事の完成前の解除の規定がございますけれども、契約が解除された場合の一般的効果ということでいきますと、民法の545条のところに、原状に復帰させる義務、それから解除権の行使はその場合、妨げないという規定がなされているところがございます。しかしながら、建設工事につきましては、製造業等々とは少し性格が違うところがございまして、製造業等であれば物を返せばいいということでございしますが、契約の解除に伴う原状回復について出来形部分の取り壊しによる、非常に時間的にも経済的に大きなロスが生じるというところがございます。

取り壊し、支給材料の返還、貸与品の変換、工事用地の整地と等々といった点で、原状回復ということは極めて不経済かつ不合理ということで、判例通説でも完成部分は解除なし得ないとか、あるいは建設工事の請負契約の解除には遡及効がないとされているところがございまして、それを踏まえまして現行の約款の50条では、これは公共ですけれども、出来形部分を検査して合格した部分については、発注者が引き受けるといたしまして、引き受けた部分に相応する請負代金を支払うということで、50条の1項以降のところ、出来形部分の取り扱いですとか支給材料、それから貸与品をどうする、工事用地をどうするといったことについて、事細かな規定が設けられているところがございます。

一方で、民間と下請けの約款については、公共と比較をしていただきますと、資料3-2の2ページ目がわかりやすくなっておりますけれども、公共のように事細かなことは書

いてございませんで、工事が解除された場合においては発注者が出来形を引き受けると。その後、受発注者で協議して清算をするということになっているところでございます。また、下請の契約では、出来形部分が設計図書に適合しない場合は、元請負人は引き渡しを受けないことができるという規定が設けられているところでございます。

17ページ、18ページは条文ですので飛ばさせていただきます、19ページのところで少し論点としてお示しをさせていただいておりますけれども、2つ。1つ目は工事完成前の契約解除については、現行も規定があるわけでございますけれども、現行の規定のとおりということではいかどうかということが一つございます。受注者側に帰責事由がない場合であっても今回、契約を解除することができることになっておりますけれども、これに伴って見直す点があるかどうかと。

それから2つ目として、工事の完成後の契約解除ができることになりましたが、工事の完成後の解除の場合をどのように規定するかということでございます。改正の方向性を20ページのところに書かせていただいておりますけれども、先ほど既にご紹介をさせていただきましたが、全体としては工事の完成後においても契約解除ができることになりましたので、公共で言いますと50条のところに完成前、50条の2のところに完成後ということで、分けて規定をしようということでございます。

個別の部分でございますけれども、まず、公共約款につきましては、完成前につきましては現行の規定を維持いたしまして、完成後につきましては、基本的には完成前の規定に準じて規定をするということでございますけれども、ただ、既に完成をして引き渡しも終わっているということでございますので可分な、50条の2のところをごらんいただければと思いますが、引き渡された完成物のうち可分な部分によって利益を受けるときには、その部分の請負代金を受注者の方にお支払いいただきまして、2項のところ、その他については関係者が民法の規定に従って協議して決めるということにはいかがかと思っております。

それから民間の甲乙につきましても、基本的に現行の規定を維持しまして、出来形部分は発注者が引き受けるとした上で、利益に応じた請負代金の支払い義務を明示すると。その他につきましては、受発注者で協議して決めるということに、そこは民間の甲でいきますと36条の5項というところに書いてございますけれども、関係者が民法の規定に従って協議して決めるということにはいかがかと思っております。

また、併せまして完成後の取り扱いにつきましても、支払いについては先ほど公共のと

ころでもご説明をいたしましたけれども、可分な部分については請負代金のお支払いをした上で、その他残りについては関係者で民法の規定に従って協議して決めるということにしてはいかがかと思っております。そして、下請約款につきましても、基本的には民間甲乙と同様に規定をしてはいかがかということで、資料の3-2の50条です。公共の条文でいきますと50条ですとか50条の2、あとは民間約款、下請約款ということで案を示させていただいているところでございます。

資料3の説明につきましては、ひとまず以上でございます。

【大森座長】 ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に関してご質問、ご意見等ございましたらどうぞ。

なかなか難しいところですけども、特にいいですかね、とりあえず。はい、どうぞ。

【山崎委員】 可分になって、そのうち利益があるものについては引き受けるとあるのですけれども、利益がないものについては知らないという形になっていることが、非常に違和感があって、民法で利益を受ける、受けないという形で整理されているということはおわかりですけども、建築物で、できたもので利益を受けないということが何なのだろうということがあって、発注者がつくった後で利益を受けないと思ったら引き受けなくていいのかということが、それは発注者に言われて仕事をしているのに、その利益判断がそのときの発注者の判断、そのときそのときの発注者の判断で利益を受けるか受けないかで決まってしまうということが、非常に違和感があって、政権が変わって脱ダム判断という、ダムをつくっていたのに途中でダム中止だと言って、それは利益を受けませんからと言われてしまったらどうなるのかという。

非常にこう、建設工事に民法の規定をそのままこう、引っ張ってくることの違和感というものが非常にあって、建設工事でこんな民法上の整理をそのまま入れるというのは非常に発注者側に幅広い裁量というか、幅広い判断権が与えられ過ぎて、我々は発注者から頼まれてやっているのに、利益がないやつだから知りませんと言われていいのかということが非常にあるのですけれども、この辺は工夫の余地はないものなのでしょうか。

【大森座長】 ありがとうございます。

今の点は、補足させていただくと、利益を受ける、受けないは発注者が決めることではなくて、客観的に利益を受けているかどうかという問題です。だから、恣意的な判断という問題ではないと思います。

【山崎委員】 言葉として、注文者が利益を受けるときはという書き方ですけども、

それは大丈夫ですか。

【大森座長】 完成物のうち可分な部分によって当然、利益を受けるということは、発注したという客観的なその当時の状況を全部考えてみて、客観的に利益を受けるものがあると。例えば雨漏りがあって1室は使えなくなっているけれども、残り9室は使えますという話になれば、9室が多分利益なのでしょう。でも、1室は利益がない。だけど、そこが可分かどうかが問題になって。不可分だったらこれ、適用されない。こういうことなのではないですかね。

でもそれが別棟だったら、別棟は要らないけど、エキスパンションジョイントで切れていて、1棟はだめだけれどももう1棟は全然問題ないと、それによって客観的にそれなりの利益があるのではないですかといったら、半分はセーフ、半分はアウトということではないですかね。

【山崎委員】 例えばダムと水路をつくっていて、途中で脱ダム派になって、水路までできたのだけれどもこれは要らないよと言われてしまって、中止になってしまったら、水路も市民にとって利益になるからつくったけれども知りませんと言われて……。

【大森座長】 今の話は多分、後だしジャンケンの話だと思うのですね。後で何かいらなくなったとかではなくて、契約した当時の状況。

【山崎委員】 契約当時の状況。

【大森座長】 それはもう、そうです。契約内容に応じてですから、後になって社会的に意味がなくなった建物なんていらぬなんて言われても、それは。

【山崎委員】 それは困りますよね。

【大森座長】 それは問題ないと思いますけれども。

【山崎委員】 その辺間違いないように、きちんと解説してもらわないといけないうすね。

【大森座長】 私が保証するわけでは別にないので、一般的にはそう理解されているようですけれども。

【山崎委員】 そうですか。

【大森座長】 はい、どうぞ。

【泉委員】 私も今、全建さんですか、日建連、泉ですけれども全く同じで、確かに今回の改正案はこの資料14ページにあります634条の、割合的報酬請求権ですね、新しく民法においた、それを条文化することかと思いますが、条文化するに当たっては634条

って非常にフアジーな「発注者が利益を受けるときは」とか、「発注者の受ける利益の割合に応じて代金を支払う」というように、2つ「発注者の利益」というものが出てきて、今回の案のように実際適用にあたってはわかりにくいし、大森先生がおっしゃられた客観的に判断されるということはわかるのですが、約款を条文化するにどうなのかということが一つあります。

全くそれを取り入れなくても、例えば公共約款ですと現行約款にある検査をして引き受けると。この条項だけでも何となく理にかなっているのかな。可分で発注者が利益を受けるときというような文言を挟まなくても、十分合理的な規制になっているかという、無理くり改正民法を取り込まなくてもいいのかという気がします。もう一つ言わせていただくと、解除後の措置のところ、資料20ページで、工事の完成前と完成後を分けて規定するということですが、これは必要ないのではないかと、私見ですけれども、思っております。

基本的には、工事中ですと、完成前ですと出来形ですよ。出来形部分、それをどうするのか。完成後ですと完成物、完成した契約目的物、これをどうするのか。あとは出来形に対する出来高をちゃんと払うのか。ないしは完成物の請負代金を払うのか。解除に伴う損害賠償をどうするのかということだけで、出来形か完成物かというところだけが違うのかと。であるとすると、例えば完成物、今の17ページです、現行約款の50条が、解除に伴う措置、書いてありますけれども、この1行目にこの契約が解除された場合、これは完成前でも完成後でも、解除された場合にはその「完成物」というものを一つ入れるだけで十分であるという、完成物及びその出来形部分を検査云々と続くということでもいいのかと思います。

かつ、民間標準約款も同じような仕分けで、完成物、工事の出来形部分、解除されたときは発注者が引き受けるものとして、その後精算するようになっており、「精算」という非常に大きな言葉で、受入代金の支払いだけではなくて、さっき言った損害賠償の請求も含めて全部やるということで良いのではないかと。ともかく出来形、完成物は発注者が引き受けるというところまで決めておいて、後の精算はもう、個々に応じて、個別工事に応じてやるのですよというスタンスを示しておけばよろしいのかと思って、その辺も検討していただければと思っております。

【大森座長】 ありがとうございます。ご意見として賜って、次回、検討をしておいてください。

【平林建設業政策企画官】 はい。ありがとうございます。検討させていただきたいと思っておりますけれども、引き受けの部分をどちらで書いたほうがいいのかということは、いろいろあるかと思っておりますので、事務局で考えさせていただきまして次回、案を改めてお示しさせていただきたいと思っております。

【大森座長】 先ほどの、利益のわかりにくいという点も含めて、一緒に検討しておいていただければありがたいと思っております。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

【山崎委員】 もう一点、民法と併せているところについて違和感があることが、催告解除の4号で、期限を徒過した場合のケース、例えば11ページの47条の4の4号ですけれども、契約の性質とか当事者の意思表示により目的を達することができない場合に、契約解除されてしまうということですが、民法に書いているものをそのまま引っ張ってきているのですけれども、建築物でこういうことを想定すると、例えばオリンピックまでに国立競技場をつくらなければいけないからつくっていて、もし間に合わなかったらオリンピックまでにできなかったから解除すると言われても、そんなことは、オリンピックに間に合わなくても次のワールドカップに使えるかもしれないものが結構あると思うのですけれども、もちろん解釈としてはそういうものは4号に当たらないと解釈できるのかもしれないのですけれども、これをそのままいくと、すごく何か非常に社会的な無駄を助長するような規定になりかねないと思っていて、もう少し建築工事に合わせたような、真に無駄なものというものが真にほんとうに不要なものということは、ものすごく限定的なのではないかという気がするのですけれども、単純な、さっきの利益もそうですけれども、単純な民法の引き写しではなくて、建設業務に即した書きぶりをしていただければありがたいと思っております。

【大森座長】 ありがとうございます。これも、ご意見として賜っておいて。

【平林建設業政策企画官】 はい。併せて検討させていただきたいと思っております。

【大森座長】 他、いかがですか。

もし差し支えなければ、あと残りもありますので、先へと進めさせてください。

次が、債務不履行による損害賠償と、もう一つが個人の根保証だと思いますが、もし差し支えなければ、続けてご説明していただけるとありがたいと思っております。

【平林建設業政策企画官】 承知いたしました。

ではまず、資料の4をごらんください。受注者の債務不履行による損害賠償等について

ということでございます。一枚おめくりいただきまして、1ページ目でございます。現行の公共約款47条の2の規定を書かせていただいておりますけれども、現行、契約が解除されたときには、公共につきましては請負代金額の一定割合の違約金の支払い、通常1割ということですが、特約をしているところがございます。これにつきましては、損害賠償額の予定ということになっておりまして、損害の有無ですとか額の算定ということが容易でないので、過失の有無、実質損害の額を問わずに、債務不履行があれば債務者に予定の賠償額を支払わせるということで、このような規定が設けられているところがございます。

一方、次の2ページ目でございますけれども、民間甲乙、それから下請約款では公共とは異なりまして、違約金ではなく損害賠償の規定が置かれているところがございます。特に、下請約款では損害賠償の額については、元下間で協議をして決めるということになっております。これを踏まえまして、論点として3ページ目にお示しをさせていただいておりますけれども、先ほどと同じような話ですが、民法改正で工事の完成後につきましても契約解除が可能になります。この完成後の解除についての損賠請求権をどのように規定するか。それから現行の公共では工事の完成前は違約金という整理になっておりますけれども、これをそのままいいかということでございます。

方向性ということでございますけれども、4ページ目でございますけれども、まずは4約款共通ということでございますが、契約不適合があったときの履行の追完請求なり代金の減額請求に併せて行われる損賠についても、このところで統一的に規定をしていこうということと、あと、併せまして次の条文でいきますと5ページ目のところに47条の4、これは仮置きですが、ということと置かせていただいておりますけれども、第1項のただし書きのところをごらんいただければと思いますが、損害賠償の請求には受注者の帰責事由が必要である。逆に言うと請求することができるのだけれども、ただし受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときはこの限りではないということで、民法改正の趣旨を踏まえた改正をさせていただいているところがございます。

それから、公共約款につきましては、完成後の契約解除というところも可能になりますけれども、完成前につきましては、引き続き現行と同じく一定額の違約金の支払い。完成後については、逆に言うともう物ができ上がっておりますので、額の算定ということもできようかと思っております。生じた損害の賠償請求権を規定するということで、いかがかと思っております。

民間と下請につきましては、前につきましても後につきましても、損害の賠償請求がで

きるという旨を規定するというところでいかがかと思っております、条文の案としては6ページ目のところに示させていただいているところでございます。なお、このところ、民法の564条のところで損害賠償請求を履行の追加請求等について、損害賠償請求を妨げないという旨の規定がございますけれども、この規定につきましては、対象となるものの場所が離れて置かれていることに伴う、確認的な規定として存在をするものと理解をしているところでございます。

約款にこういった、損害請求を妨げないという旨の規定を設ける必要があるかどうかということにつきましては、次回、条文全体をお示しさせていただこうと思っておりますけれども、その際にそういった規定が必要かどうかということ、改めてご議論をいただければと思っておりますので、今回の資料の中ではとりあえず含めていないということ、事前にアナウンスをさせていただきたいと思っております。以上が資料の4の関係でございます、続きまして資料の5、個人根保証についてということでございます。

一枚おめくりをいただきまして、1ページ目でございますが、今回民法改正によりまして保証人が個人である根保証につきましては、465条の2の第2項のところ極度額を定めなければ効力を生じないということになったところでございます。次の2ページ目に、これは民間甲の例でございますけれども、今約款では民間と下請約款で発注者、受注者双方に保証人を立てる場合には保証人が記名をして押印をするという欄が設けられているところでございます。

次の3ページ目が論点でございますけれども、この規定をどうするかということではあるのですが、少しこれは政策的な部分も含むところでございますけれども、逆にこれは事務局から皆様方に実態をお聞かせいただければと思っておりますが、それぞれの工事の中でこの保証人に係る規定というものがどのくらい使われているのかというところでございます。

これらの約款、「標準」請負契約約款となっておりますので、あまり実はもう使われていないという実態があるのであれば、少しその下のところの使用されていない場合というところに書かせていただいておりますけれども、標準的なものを定める約款の中からは、少し位置を格下げいたしまして、例えば保証人に関する欄というものを本条からは削除いたしまして、注釈として保証人を立てる場合には限度額を示すと。それが示されていない場合には無効になりますよという旨を確認的に記載するというのも、一つ案としてあるのかと思っております。

一方で、引き続きそこそこ使用されているということであれば、今回の民法改正の趣旨を踏まえまして、限度額を規定する欄を設けて、併せて注意喚起として限度額が示されていない場合には無効になるという旨を追記しておいてはいかがかと考えているところでございます。ご説明、以上でございます。

【大森座長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明、2つありましたけれども、どちらからでもご意見があればどうぞ。はい、どうぞ。

【吉見委員】 NEXCOの吉見です。最初の損害賠償の資料の5ページのところで、公共の約款の改正案をお示しいただいているのですけれども、そちらの47条の4の第1項、こちらで損害賠償を請求することができるということでございますが、この要件になっております債務の本旨に従って履行しないときというところで、今まで、前回私から申し上げた、履行遅滞における実損の損害もこの債務の本旨に従って履行しないときで読めるのではないかと考えております。

つまり、履行遅滞の、ここには条文がありませんけれども、約款の45条で言いますと、損害金として遅延利息分の請求だけできるようになっておりますけれども、今回、この実損については、この47条の4の第1項で読めると解釈しておりますが、それでよろしいかということと、それに伴って、先ほど次回全体の中でご説明とされた、この5ページの一番下の丸々条、ここに今想定されているのは恐らく44条の履行の追完請求や代金減額請求、これとこの47条の4、第1項の損害賠償の請求は両立するというのを、ここで予定されていると思うのですけれども、その場合に加えて、今の45条の履行遅滞における損害金の請求と、この47条の4、第1項が両立するというのも、併せて視野に入れていただけるのかというところで、この確認でございます。

【大森座長】 今の点、いかがですか。

【平林建設業政策企画官】 その部分につきましても、次回、全体の条文を並べて示させていただく中で、全体的に整理をさせていただきたいと思いますので、宿題として預からせていただければと思います。

【大森座長】 わかりました。今45条が手元がないのね。次回、よろしく願います。よろしいですか、それで。

他、いかがですか。

特に保証人の実態はいかがですかね。これは実務に携わっている皆さんじゃないとわか

らないことだと思うのですけれども。参考ご意見でも、あまり経験がないとか、あればご披露いただけるとありがたいのですが、差し障りのない範囲で。逆に、つけられたケースってあるのですかね。

【泉委員】 実際のところはよくわからないのですけれども、あまり数、個人保証というものは多いわけではないと思うのですが、ただ中小、大規模、小規模工事もいろいろ含めて、個人保証、これは経営者保証も入るかと思うのですが、保証人が立つというケースは想定されるので、この保証人欄というものは残しておいていただいたほうがいいのかと。そんなにあるケースではないので欄まで作る必要はなく、注書きですね、保証人の注書きのところでも、注書きで個人根保証の場合、465条の2の個人根保証に当たる場合には極度額を定める必要があるということだけを、注書きで書いておけばいいのかと、そんな処置で残していただければということが意見でございます。

【大森座長】 ありがとうございます。他、いかがですかね。どうぞ。

【土志田委員】 全中建、土志田でございます。直接的な話ではないかと思うのですが、私ずっとこの工事請負契約というものに疑問といいますか、違和感を持っておりまして、受発注者間の立場が非常に違い過ぎる。そう感じております。ここで議論することではないかと思いますが、受け負けという、受けて負ける。この考え方を変えていかないと、どうしても、例えば満足する仕事を設計どおりの設計に準じて仕事をできて、ただその仕事の内容が、非常に変更が多くかかって、実際にその変更を請求しても実際上は変更を認めていただけないということが、多々あるのですね。特に地方自治体にいくとそういうことが多々ありまして、そこで戦い切れないというこの約款、その他で縛られてしまっているという、以上の実態にもう少し即したもので作り上げていただきたいということが、これは私からの、中小を代表してのお願いということでお聞き願えればと思います。

【大森座長】 ありがとうございます。切実なお声ということで、お聞きしておきたい。事務局、よろしく申し上げます。他、いかがですかね。

それでは、質問もないようですので、とりあえず今日いただいた議事はこれにて全て終了とさせていただきます。進行を事務局にお返しいたします。よろしく申し上げます。

【西山入札制度企画指導室長】 ありがとうございます。それでは、本日の議事はこれにて全て終了いたしました。ありがとうございました。

その他何か、国土交通省側からご発言などありますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして散会とさせていただきます。委員の皆様方におかれまして

は、ご多忙のところまことにありがとうございました。

— 了 —